

# 赤羽小学校 いじめ防止基本方針

(2024年10月改正)

## 1 いじめ防止に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第2条第1項)

### (2) いじめに対する基本認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校にでも、どの学級にも、起こり得るものであるという認識をもつ。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせ得るものであることを理解し対応にあたる。

また、「市貝町いじめ防止基本方針」では、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする記されている。さらに、「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談するものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な者もあり、その場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることとするとも記されている。

### (3) いじめ防止に対する本校での取組

- ① 人権尊重の観点に立ち、日ごろから児童の好ましい人間関係の育成に努めることで、いじめの未然防止に取り組む。
- ② 児童間にいじめ等が起きていないか、常に鋭い感性をもって早期発見に努め、適切かつ迅速な対応を行う。
- ③ いじめやいじめが疑われる行為が発生したときは、いじめ・不登校対策委員会(ハート支援委員会)を早急に開き、対応を協議し解決を図る。また、状況によってはPTA会長、学年委員長や関係機関と連携して対応に当たる。
- ④ すべての教職員がいじめ防止のために一丸となって取り組めるよう、教職員の研修に努める。
- ⑤ 保護者や地域との連携を図り、いじめ防止を地域ぐるみで推進する。
- ⑥ いじめ防止に関わる取組をPDCAサイクルに沿ってチェックし、改善を図る。

## 2 いじめの未然防止

### (1) 学業指導の充実を図る。

#### ① 分かる授業の実践

- ・学業指導の充実を図り、インクルーシブ教育の考えを意識した個性を生かしながら学ぶ喜びを味わえる授業を行う。
- ・自由に発言できる雰囲気づくり、友達と共に学ぶ楽しさを味わわせる授業を実践する。(ペア学習、グループ学習、話し合い活動の充実)

#### ② 居がいのある学級づくり

- ・帰属意識を高めるための学級経営に努める。
- ・WEBQU検査の実施と活用による学級集団の向上に努める。

### (2) 豊かな人間づくりに努める。

- ・思いやりや親切な心をはぐくむ「心の教育の推進」をする。
- ・自他の生命や人権を尊重する心を育成する。  
(道徳の時間・特別活動・人権教育・総合的な学習の時間等、学校の教育活動全般を通して)
- ・異年齢集団での活動の充実を図る。

(縦割り班での清掃活動や共遊、通学班による登下校、クラブ、委員会、児童集会)

(3) 教職員の研修

- ・児童指導に関する研修会を実施する。
- ・職員会議の「月の児童指導についての話し合い」において、必要に応じていじめに関するミニ研修を実施する。

(4) 保護者との連携

- ・授業参観、自由参観日、学級・学年懇談、個人懇談等を通していじめ防止についての共通理解を図る。
- ・保護者会や学校だより、学年だより等で「いじめはしない・させない・許さない」という啓発を行う。
- ・いじめに関する保護者アンケートを行い、児童の様子を共有する。

(5) ネットいじめへの対応

- ・児童の使用状況の把握と適切な使い方についての指導を行う。
- ・PTAと連携した研修会を実施する。  
(親子学び合い事業、自由参観日に実施する研修会等)

### 3 いじめの早期発見

児童間にいじめ等が起きていないか、常に鋭い感性をもち、全職員で児童の些細な変化に気付き対応していく。

(1) 情報交換会の実施

- ・職員会議後と第1金曜日の放課後に児童指導情報交換会を行う。
- ・配慮児童名簿をもとにした児童指導研修会を行う。

(2) 児童の内面の把握

- ・学校生活アンケートを年間に6回実施する。アンケート結果で気になる児童については早急に面談の機会をもつ。(5月、6月、9月、10月、12月、2月)
- ・心のアンケート、WEBQV検査、相談ポスト、教育相談、日記やノート指導等を行い、児童の内面の細かな状態を把握する。

(3) 校内巡視を通してのいじめ予防の観察

(4) 随時の児童観察と情報交換

- ・出授業教師、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の相談員等と連携し情報を共有する。

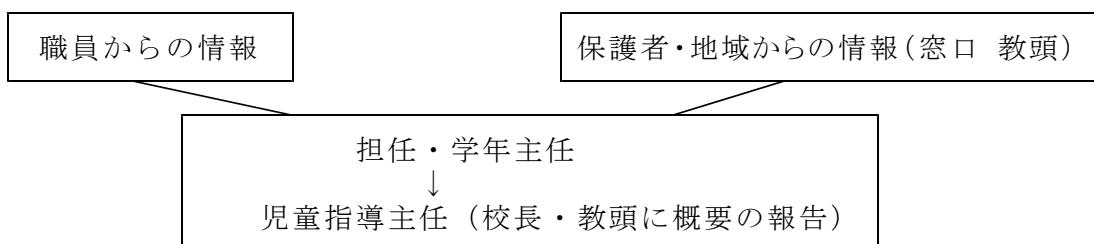
(5) 保護者との連携

- ・家庭訪問(居住地確認 4月～5月)、個人懇談(7月、11月)、電話、連絡帳、手紙、日記、各種提出物のコメント等を通して連携を図る。
- ・いじめについての相談方法について、リーフレットを作成し配布する。
- ・いじめに関するアンケートを年に2回実施する。(6月末、10月末)
- ・いじめサイン発見シート(文科省)の活用を通して、初期段階のいじめを素早く察知する。

### 4 早期対応・早期解決

いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応を図るために、「いじめ・不登校対策委員会(ハート支援委員会)」を設置し、早期対応・早期解決が行える体制づくりを推進する。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応





## いじめ・不登校対策委員会(ハート支援委員会)

### ○構成員

校長・教頭・教務主任 → (注) [ ] …いずれか1名以上で開催  
 児童指導主任・養護教諭・該当学年主任・担任・その他関係職員  
 (特別支援教育担当・SC・SSW・心の相談員等)

### ○調査→事実関係の把握→指導方針の決定→指導体制の確立→町教委への報告

- ①いじめの状況
- ②いじめの加害者、被害者の家庭環境調査
- ③被害者、加害者などの関係児童との面接調査や行動観察をどのように実施するか。

調査の観点(人権を考慮しての調査観察 ……………)

- ・日時、場所、人数、いじめの態様やいじめ集団の構造など
- ・動機、背景
- ・いじめられている児童、いじている児童の言動とその特徴
- ・保護者の知っていること
- ・教職員の知っていること
- ・他の問題行動との関連

- ④役割分担はどのようにするか。
- ⑤保護者との連絡はどのようにするか。



## いじめ解決への援助・指導

全校体制での対処できるよう、児童指導主任が全職員への状況説明をし、援助指導の共通理解を中心となって進める。状況によってはPTA会長・学年委員長との連携をとる。



### 継続指導・経過観察



### 再発防止・予防的活動

- ・対応内容・状況の変化等について記録を残す。  
(学級担任・養護教諭)
- ・話合いの概略をまとめ、全職員に周知、共通理解を図り、全職員で一丸となって再発防止のための指導に当たる。
- ・迅速・的確・全児童へ温かな思いやりをもって対応に当たる。

## (2) 児童への支援

### ①いじめられている児童への支援

- ・事実確認とともにつらい気持ちを共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密は守ること」を伝える。
- ・「必ず解決すること」を伝え希望をもたせたり、自尊感情を高めたりするような言葉掛けに心がける。

### ②いじめた児童への支援

- ・いじめた児童が抱える問題や背景にも目を向け、いじめた気持ちや状況等について十分に話を聞き指導する。
- ・いじめた児童が十分反省し、行動を改めることができるように、学校と保護者が協力し合って毅然とした対応と粘り強い指導に当たる。

### ③周りの児童への支援

- ・当事者だけの問題とせず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・いじめの問題について話し合わせ、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるように努める。
- ・はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導し理解させる。

- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気をもつように伝える。

### (3) 保護者への支援

- ・関係職員を中心に、速やかに関係児童の家庭に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童の保護者の気持ちや不安を共感的に受け入れ、継続して連携を取りながら解決していくことを伝え保護者の不安を取り除けるようにする。
- ・いじめた児童の保護者には、いじめられた児童・保護者の気持ちを伝え、よりよい解決に向けて思いを伝え、家庭での指導を依頼する。

### (4) ネットいじめに対する支援

- ・ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、ハート支援委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除要請等に努める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに茂木警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 5 重大事態への対応

重大事態とは、

#### (1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

#### (2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときも学校設置者へ報告・調査をする。

### 重大事態の発生

重大事態については、「市貝町いじめ基本方針」に従って適切に対応する。



- (1) 町教委に報告する。
- (2) 必要に応じ、警察・地区民生委員・人権擁護委員会・スクールガード・県東健康福祉センター・児童相談所など、関係諸機関と連携を保って、必要な対応に当たる。
- (3) 芳賀教育事務所・県教育委員会に報告するとともに、適切な援助を求め対応に当たる。
- (4) ハート支援委員会で再発防止策をまとめ、全職員で実践に努める。
- (5) 保護者説明会で事実・経過報告を実施し、再発防止策を示し、協力を依頼する。

## 6 いじめ防止に関する取組の評価と見直し

- (1) 「赤羽小学校アンケート」をもとに、児童・保護者の学校への満足度・充実感を把握し、問題点の把握や改善策について協議する。
- (2) 本校のいじめ防止基本方針が適切に機能しているかについて、学校評価の評価項目に位置付け、点検や見直しを検討する。
- (3) 児童にも定期的なアンケートを実施する際にいじめ対策組織の存在やその活動内容について把握・認識しているか否かを調査したり、全校集会等で取組を説明したりする。